

# 船員の現状等

---

令和3年1月

国土交通省 海事局 船員政策課

## 内航船員 28,435人

国内貨物輸送 21,211人



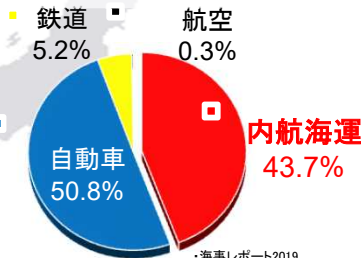
国内貨物輸送の約4割を担う。

国内旅客輸送 7,224人



約8,800万人(2017年)の輸送を担う。

国内輸送機関別輸送量



・海事レポート2019  
・2017年度、トンキロベース

## 外航船員 2,174人

国際貨物輸送 1,741人

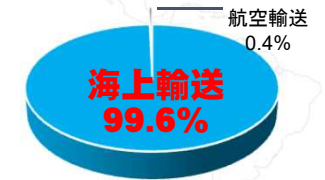
日本の輸出入のほぼ100%を海上輸送が担う。  
日本人船員は、海上輸送に従事する日本商船隊の中核を担う。

国際旅客輸送 433人

飛鳥II、につぼん丸、ぱしふいっくびーなす等の旅客船の運航等を担う。



日本の貿易量における海上輸送の割合



・海事レポート2019  
・2017年、トン数ベース



R1日本人船員数  
63,796人

## 漁業船員 17,469人

漁業就業者(約15万人)の約1割の漁業船員が、国内漁業生産量の約54%を担う。

|         | 令和元年<br>(概数値) |
|---------|---------------|
| 漁業生産量合計 | 416           |
| 海面漁業    | 320           |
| うち遠洋漁業  | 33            |
| うち沖合漁業  | 194           |
| うち沿岸漁業  | 93            |
| 海面養殖業   | 91            |
| 内水面漁業   | 2             |
| 内水面養殖業  | 3             |



227万トン

注 沿岸漁業や養殖業など長期間船舶に乗船することが無い形態の漁業は、船員法の適用除外。

R1年漁業・養殖業生産統計

H30年漁業センサス

注 単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合あり。

## その他船員 15,718人

海上保安庁・警察・消防・税関の船や教育機関の練習船など公的な業務に従事。  
また、資源探査船など海洋開発業務に従事。  
その他、建設作業や港内作業に従事。



海上保安庁



練習船

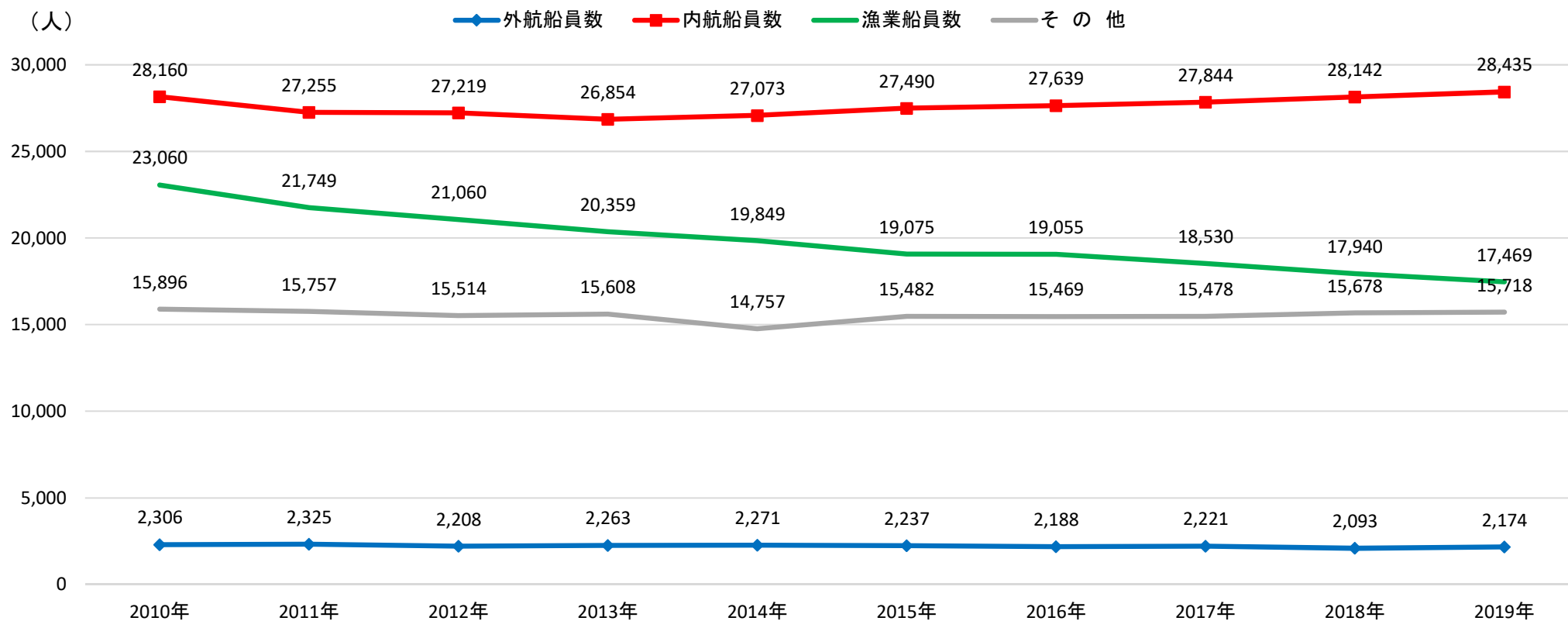


海洋開発

# 我が国船員数の推移(過去10年)

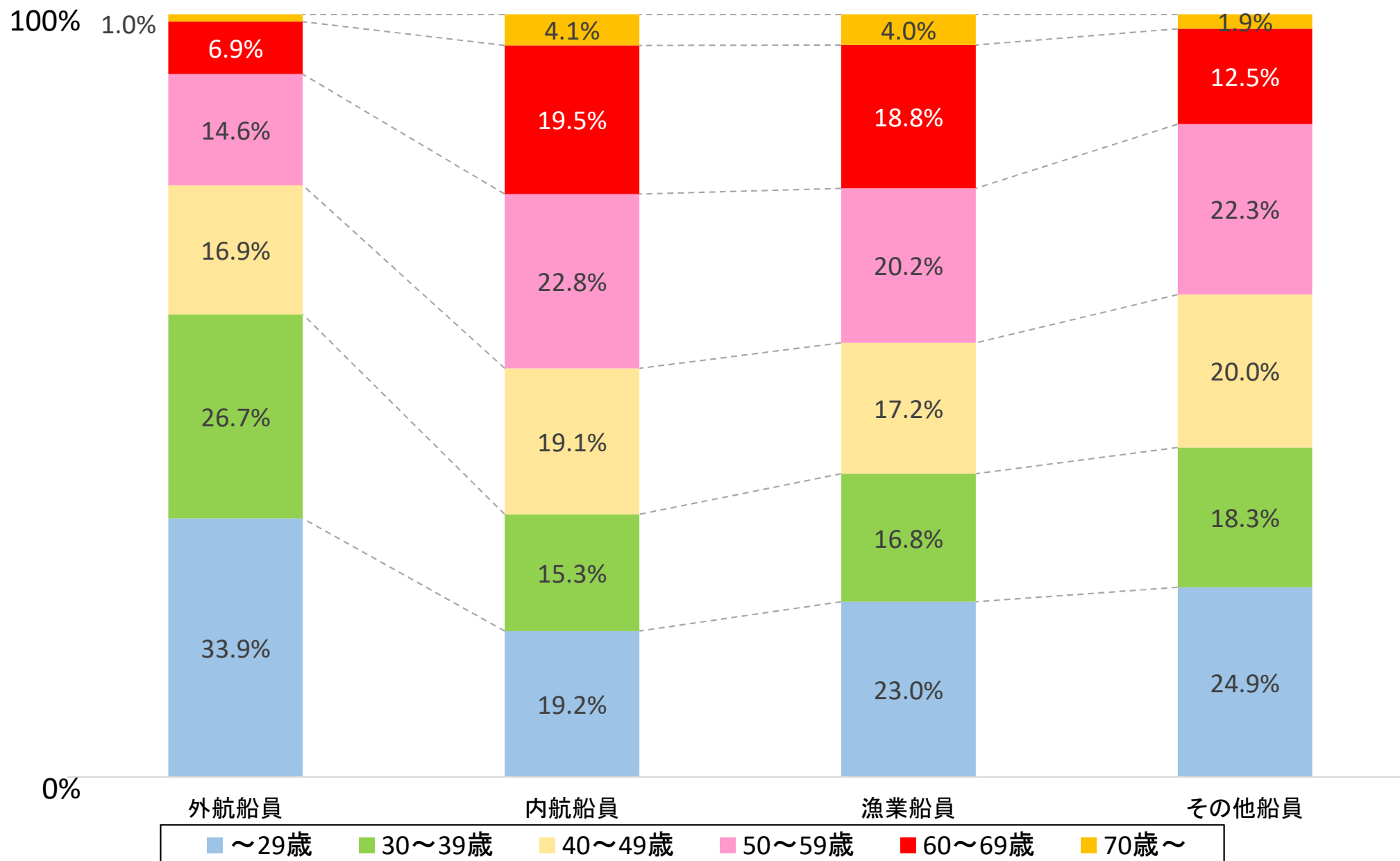
(人)

|       | 2010年  | 2011年  | 2012年  | 2013年  | 2014年  | 2015年  | 2016年  | 2017年  | 2018年  | 2019年  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 外航船員数 | 2,306  | 2,325  | 2,208  | 2,263  | 2,271  | 2,237  | 2,188  | 2,221  | 2,093  | 2,174  |
| 内航船員数 | 28,160 | 27,255 | 27,219 | 26,854 | 27,073 | 27,490 | 27,639 | 27,844 | 28,142 | 28,435 |
| 漁業船員数 | 23,060 | 21,749 | 21,060 | 20,359 | 19,849 | 19,075 | 19,055 | 18,530 | 17,940 | 17,469 |
| その他   | 15,896 | 15,757 | 15,514 | 15,608 | 14,757 | 15,482 | 15,469 | 15,478 | 15,678 | 15,718 |
| 合計    | 69,422 | 67,086 | 66,001 | 65,084 | 63,950 | 64,284 | 64,351 | 64,073 | 63,853 | 63,796 |



- 海事局調べによる。各年10月1日現在
- 船員数は、乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員(外国人を除く。)である。
- その他は、官公署船や港内作業船等の分野に属さない船員数である。

# 我が国船員の分野別年齢構成



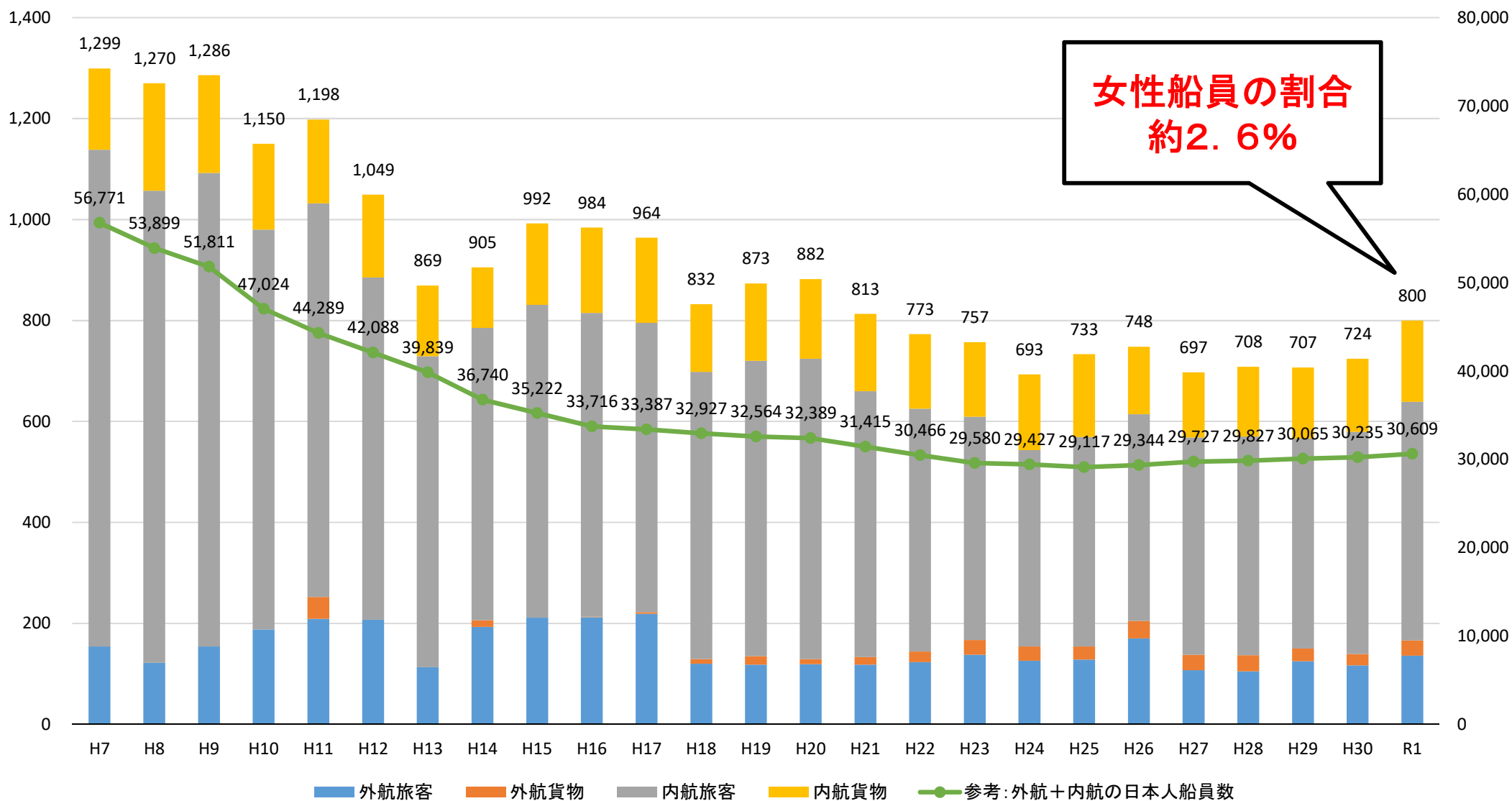
- 海事局調べによる。R1.10.1現在
- 我が国に所在する船舶所有者に雇用されている船員(外国人を含む。)の年齢階層別割合である。
- その他は、官公署船や港内作業船その他の分野に属さない船員数である。

# 海運業における女性船員数の推移

(人:女性船員数)

女子船員数の推移

(人:日本人船員数)



女性船員の割合  
約2.6%

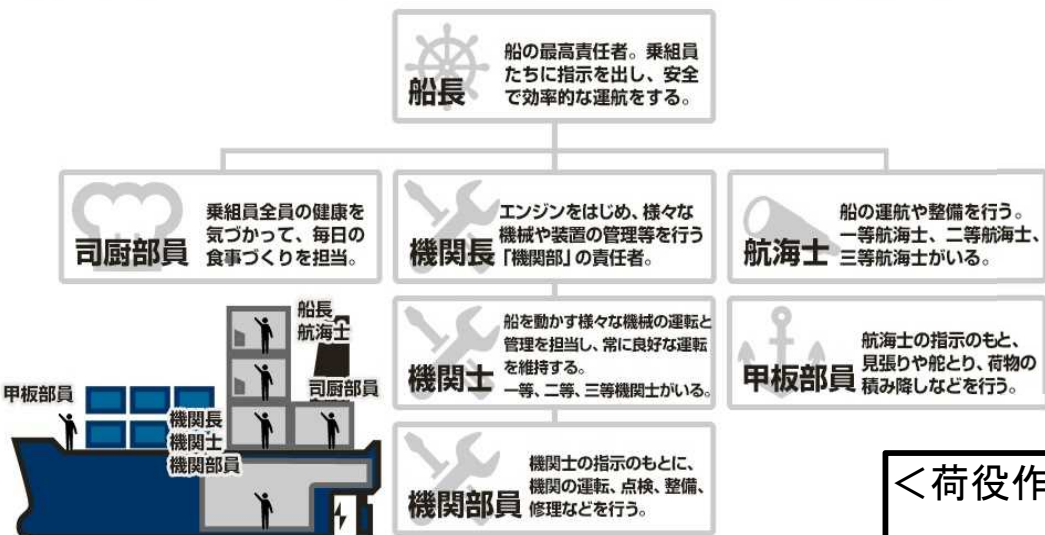
出典: 海事局調べ。(H17までは船員統計による。)

注: 棒グラフは女性船員数(平成18年以降は、国内に所在する船舶所有者に雇用される船員に限る。)を示しており、外国人を含んでいる。

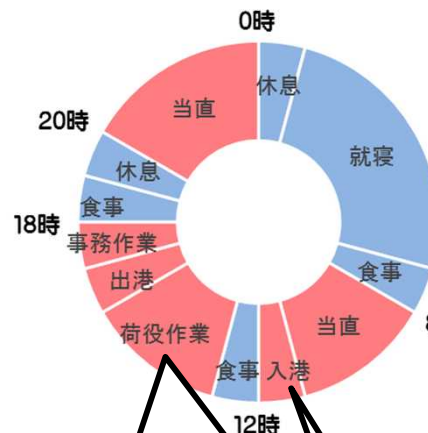
折れ線グラフは、外航旅客、外航貨物、内航旅客、内航貨物の日本人船員数を合計した数であり、男女の合計数である。

## 内航船の乗組員

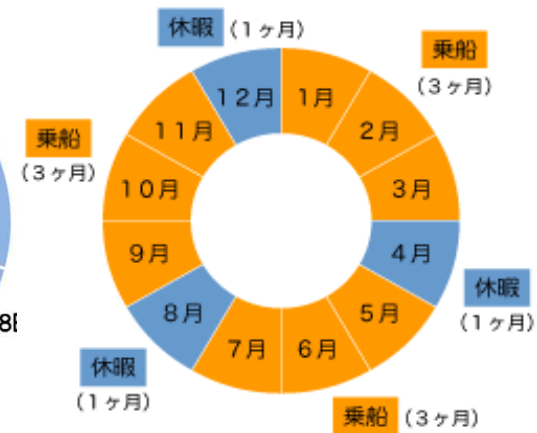
内航船には、最高責任者である船長、船の運航を担当する航海士、エンジンの管理を担当する機関長と機関士が乗っています。  
 ほかにも、船の大きさや種類によって、それぞれの業務を補佐する部員とよばれる人たちが乗船します。



### ◆1日のスケジュール(例)



### ◆1年のスケジュール(例)



### <荷役作業>



### <入出港作業>



### <キッチン>



調理作業中の船員

### <ブリッジ>



航海当直中の船員

### <機関室>

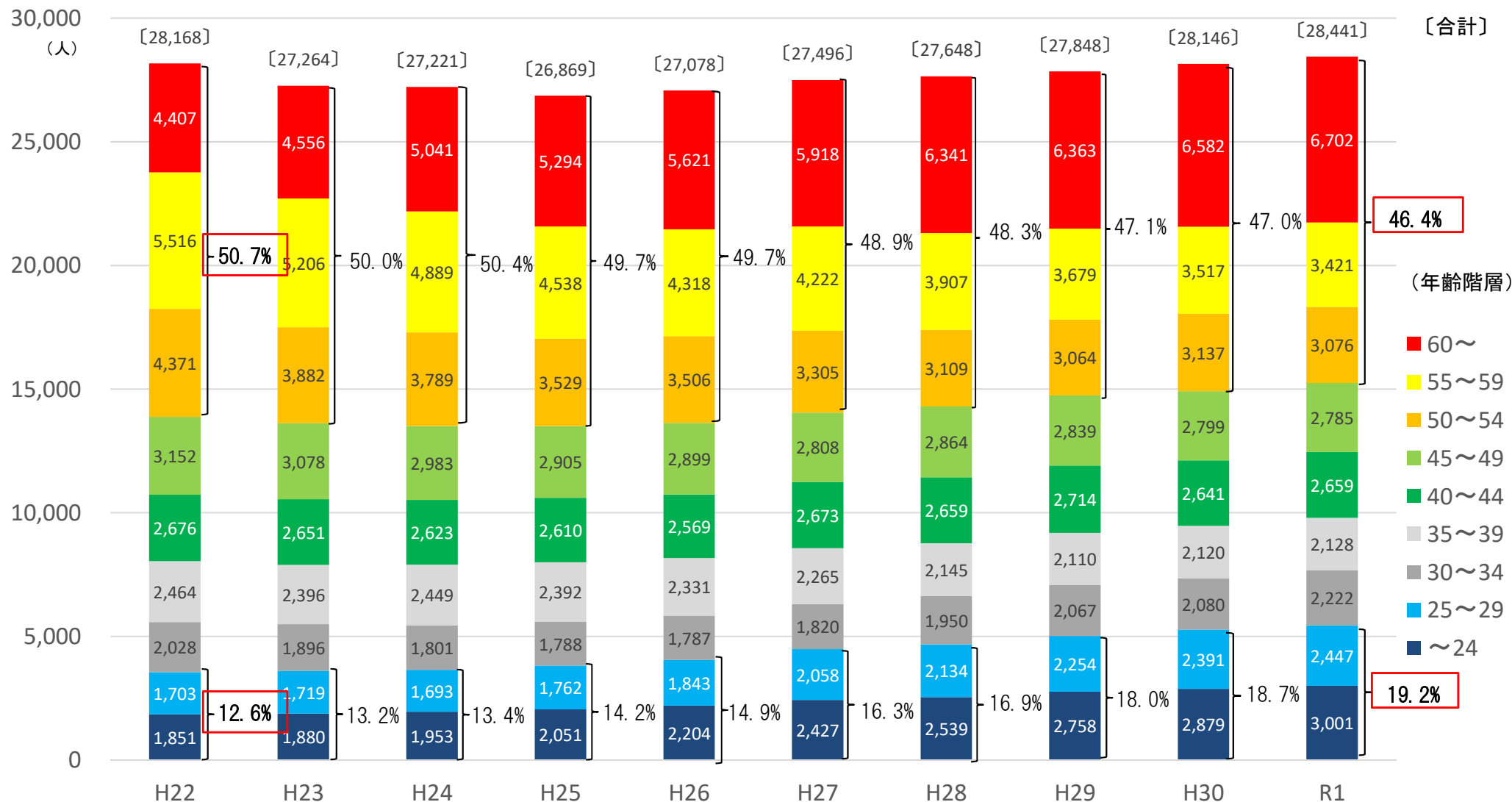


航海当直中の機関点検



# 内航船員数の推移(年齢階層別)

- 内航船員全体に占める30歳未満の若年船員は近年増加(平成22年 12.6%→令和元年 19.2%)。
- 他方、50歳以上の船員の割合は近年は減少しつつも、依然として全体の約半数を占めている状況。

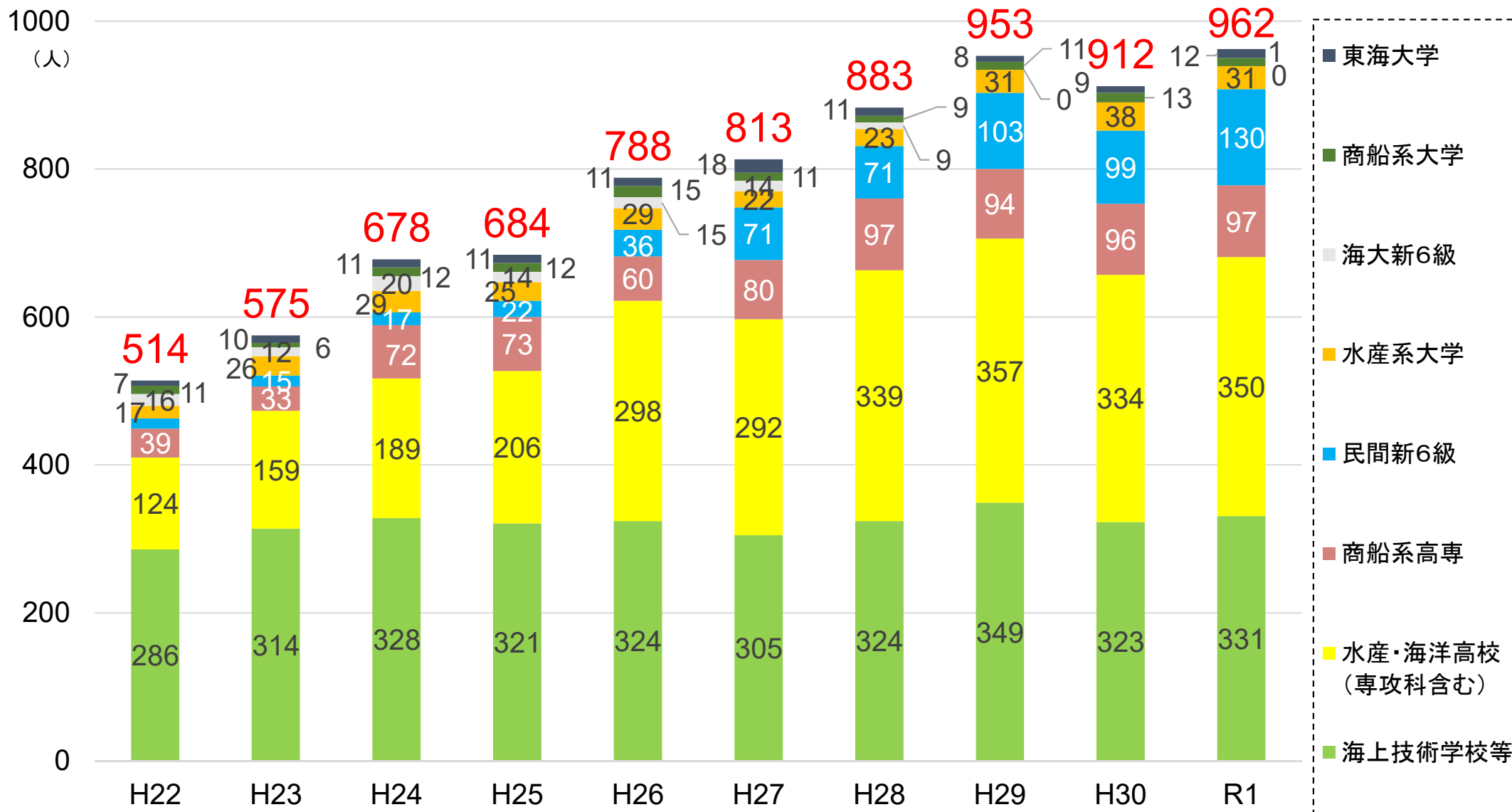


出典：海事局調べによる。

注：船員数は、各年10月1日現在の乗組員数と予備船員数を合計したもので、非雇用船員を含んでいない数字であり、外国人(永住者等)を含んだ数字である。

# 内航船員新規就業者数の推移

■ これまでの取組により、海上技術学校や水産・海洋高校等の卒業生を中心に、新規学卒者の内航への就職は増加傾向。



海事局調べによる。  
 内航には旅客船を含む。  
 海上技術学校等：海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校（海上技術学校・短大からの進学コース）  
 海大新6級：海技大学校で実施していた6級コース（平成19年度～平成28年度）  
 民間新6級：民間養成施設で実施している6級コース（平成21年度創設）



## 船員に関する国際条約

### IMO (国際海事機関)

#### ・STCW (船員の訓練、資格、当直の条約)

船長・機関長等の資格、旅客船等の訓練、航海当直の基準 等

#### ・SOLAS (海上人命安全条約)

操練、非常配置、構造等

等

### ILO (国際労働機関)

#### ・MLC (海上労働条約)

船員の労働条件、職業紹介、苦情処理に関する基準等

等

## 船員に関する国内法令

### 船員法

海上交通の安全(船長の職務権限、船内規律)、船員労働保護(労働条件)、災害補償 等

### 船員労働安全衛生規則 (根拠: 船員法第81条)

船員法第81条に基づき、船内作業による危害防止、船内衛生の保持 等

### 船員災害防止促進法

### 船舶職員及び小型船舶操縦者法

### 国際船舶・港湾保安法

### 船員職業安定法

船員の職業紹介、職業指導、募集、派遣事業、労務供給 等

### 離職四法 (船特法、漁臨法、漁特法、本四法)

### 労働契約法

### 労働組合法、労働関係調整法

### 最低賃金法

### 賃金の支払いの確保等に関する法律

等

## 労働者に関する国内法令

### 労働基準法

陸上労働者の労働保護(労働条件)、災害補償 等

### 労働安全衛生法

陸上労働者の安全確保、労働災害防止等

### 職業安定法

### 労働者派遣法

### 雇用対策法

等

## 【孤立した危険共同体】

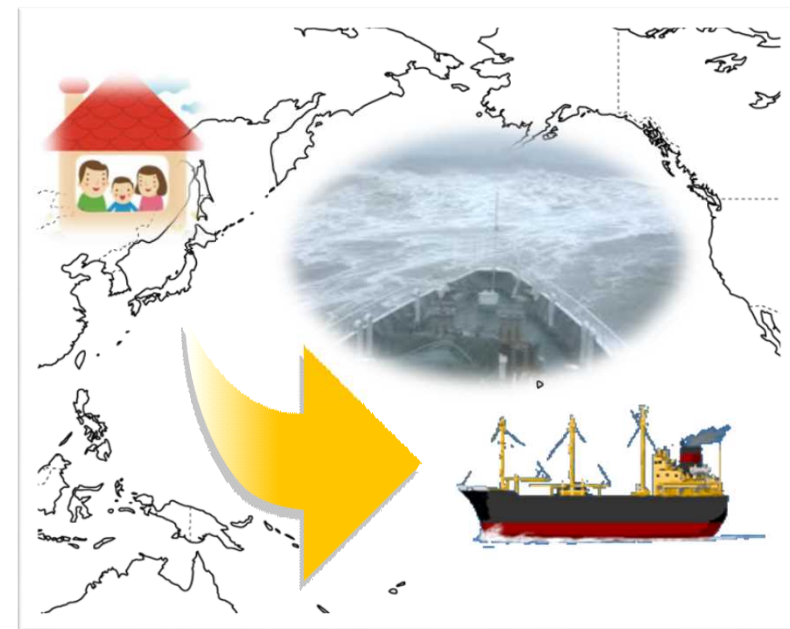
船舶は、台風・高波・うねりなどの気象・海象による自然条件にさらされており、これらの海上危険に対しては、原則としてはただ独力をもって対応するしかない。(船舶の孤立性)

海上労働は、この孤立した危険共同体のなかで、展開されるものである。

## 【離家庭・離社会性】

船舶は、長期にわたり陸上を遠く離れて海洋を航行することから、家庭や社会から切り離される。

このため、海上労働への参加は、一般社会から切り離された生活共同体への加入を強制されるという特殊性がある。



## 【自己完結性】

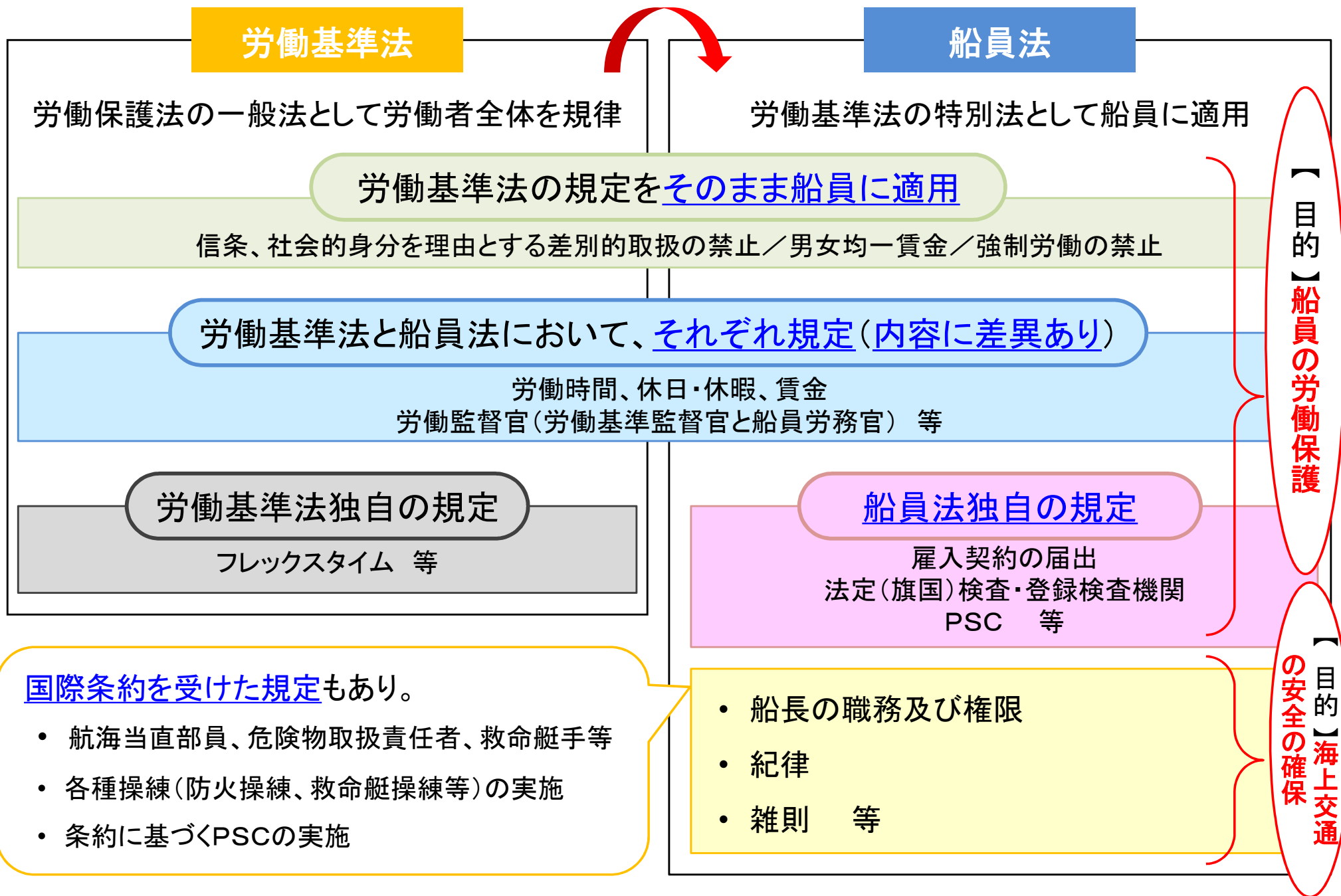
船員は、他の交通労働者と同様に直接的手段である船舶とともに移動(乗務)するが、その交通路が海洋であるため、かなり長期の移動(乗船)となる。この間、陸上から人やモノの援助を受けることができないため、船員は、その労働・生活を自己完結的に行わなければならない。

また、船員は労務終了後も船舶を離れられるわけではないため、乗船中の全期間において、広範多岐にわたる知識・技能を労働能力として保持することがもとめられる。

※ 陸上からの援助が受けられない主なもの: 電気、水道、ガス、警察、消防、医療、食料、輸送、携帯電話、インターネット

## 【国際性】

国際労働機関(ILO)は、船員の労働条件に関するグローバルスタンダードとして「2006年の海上の労働に関する条約」を策定(2013年に原始発効し、我が国では2014年に発効。)。同条約の実効性を担保するため、旗国による検査及び寄港国によるポートステートコントロールを導入。この他、国際海事機関(IMO)が策定するSTCW(船員の訓練、資格、当直の基準に関する条約)及びSOLAS(海上における人命の安全に関する条約)によって、船員の安全に関する国際規制が図られている。



## ◆ 船員法の対象となる船舶

→ 海上労働の特殊性を有するもの



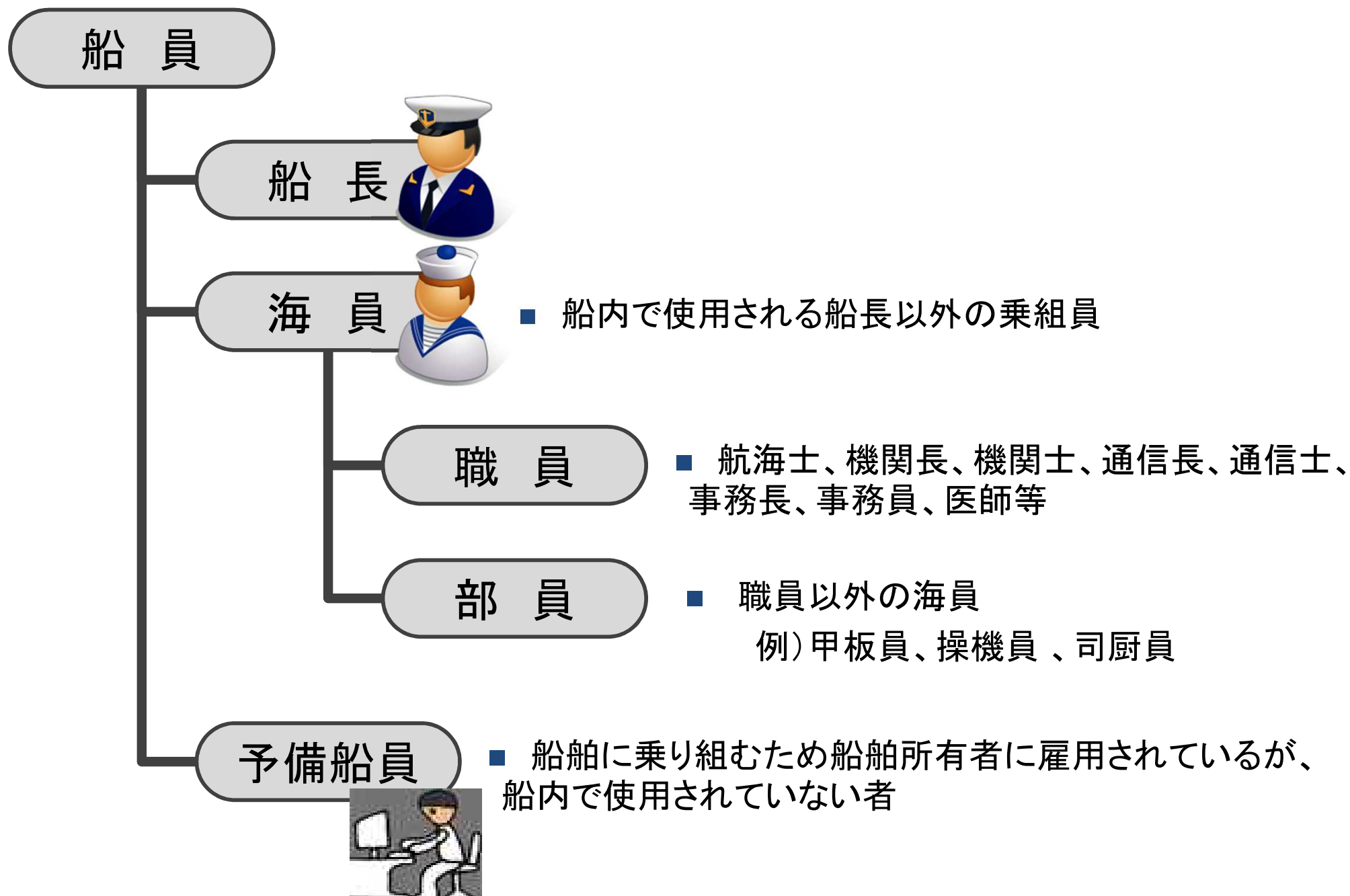
◆ 以下の船舶は、海上労働の特殊性が乏しいことから、船員法を適用せず、陸上の労働者と同様、労働基準法を適用

### 船員法の適用対象外の船舶 (法 § 1 II)

- 総トン数5トン未満の船舶
- 湖・川・港のみを航行する船舶
- 総トン数30トン未満の漁船

※ 一部の漁船(まき網船等)については、30トン未満であっても、船員法が適用される。

- スポーツ・レクリエーション用の小型船舶



## ◆ 船員法の適用を受ける船舶所有者

→ 船員と雇用関係にある使用者



## ◆ 本来の「船舶所有者」ではないものの、直接船員を使用する者（＝船員と雇用関係を有する者）全てに適用

船員法の「船舶所有者」 (法 § 5 I)



共有者のうち、船員の配乗を含む船舶管理を行う者として選任された船舶所有者  
≠ いわゆる「船舶管理会社」

■ 船舶共有の場合 → 船舶管理人

■ 船舶貸借の場合 → 船舶借入人

船舶を裸用船し、船員を配乗している船舶所有者

■ 船舶所有者・船舶管理人・船舶借入人以外の者が船員を使用する場合

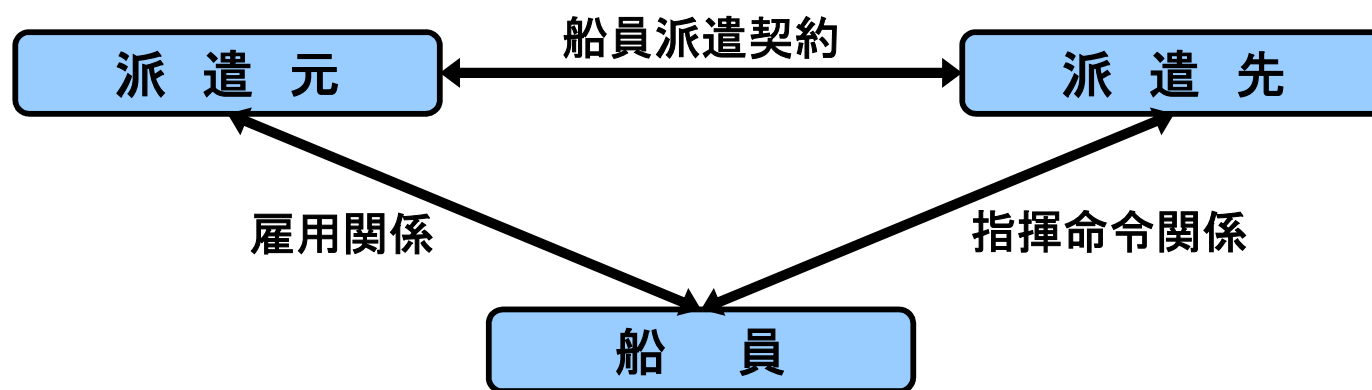
→ その者

## 船員派遣

「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

(船員職業安定法第6条第11項)

派遣元と派遣船員との間にのみ雇用関係があり、派遣元と派遣先との間に船員派遣契約が締結され、この契約に基づき派遣元が派遣先に船員を派遣し、派遣先が派遣船員を指揮命令する形態。



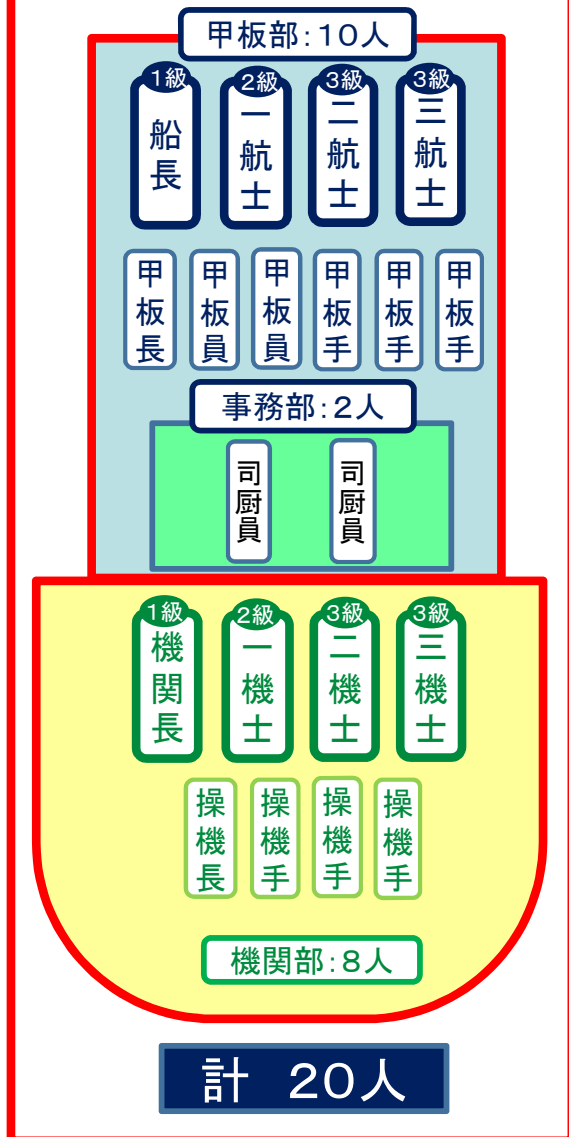
**※「船員派遣」の定義にある「常時雇用する」とは、「期間の定めなく雇用されている」ことをいう。**

陸上労働者に適用される「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（「労働者派遣法」）で認められている、いわゆる登録型派遣事業（一般労働者派遣事業。派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をする際に、登録されている者の中から派遣期間のみ雇用契約を締結し、その期間について労働者派遣をする形態。）は、「船員派遣」では認められていない。

# 基本的な船員の配乗(イメージ図)

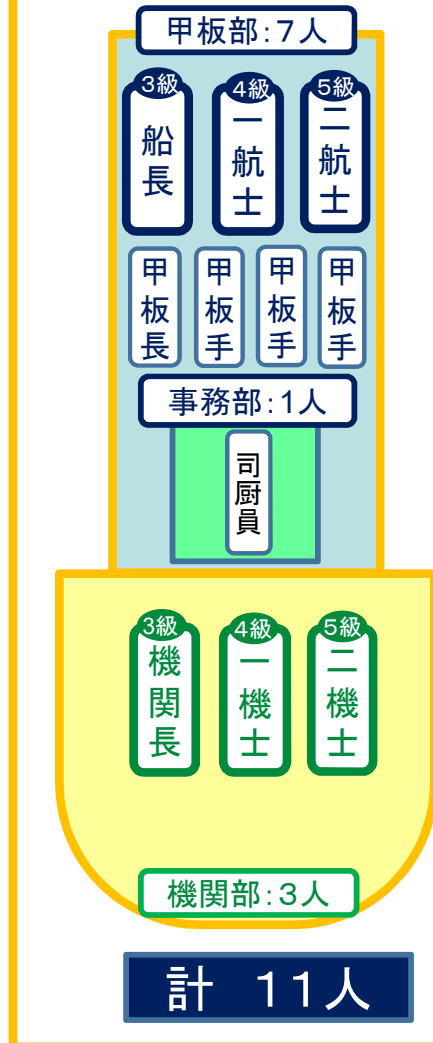
## 外航船

5,000トン以上(遠洋)

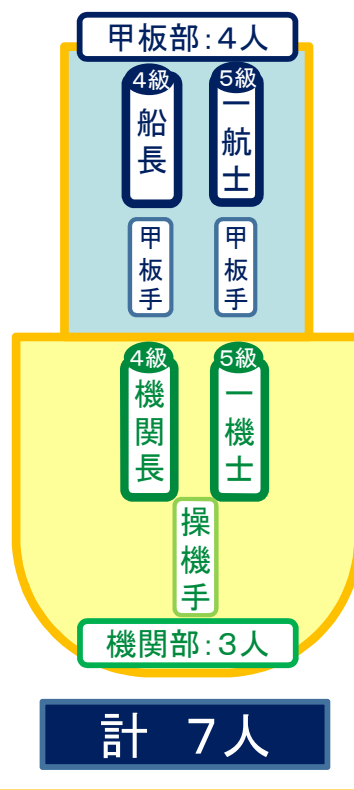


## 内航船

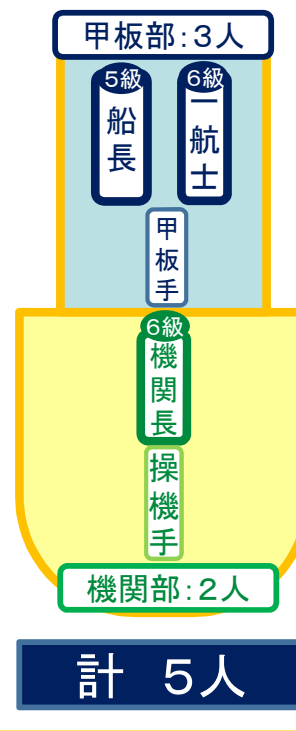
5,000トン以上(限定近海)



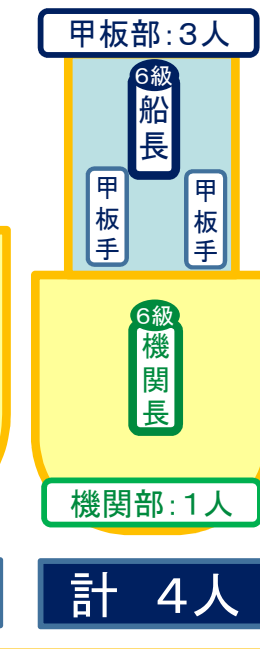
749トン型船(沿海)



499トン型船(沿海)



199トン型船(沿海)



※船員の配乗(人数)は、同じ総トン数・機関出力の船舶であっても様々。上記の船舶は典型的な船舶をイメージしたもの。  
 ※通信長は、通常は船長等が兼務している。



# 船舶職員の乗組み基準(配乗表)

船舶の大きさや機関出力、航行する区域等に応じ定められた乗組み基準に従い、有資格者である海技士を船舶職員として乗り組ませなければならない。

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)別表第一第一号表(甲板部)

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)別表第一第二号表(機関部)

| 甲板部   | 遠洋区域 |    |       |       | 近海区域  |    |       |       | 沿海区域  |    | 平水区域  |    |       |    |
|-------|------|----|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|----|-------|----|-------|----|
|       | 甲区域  |    |       |       | 乙区域   |    |       |       | 丙区域   |    |       |    |       |    |
|       | 航行区域 | 船長 | 一等航海士 | 二等航海士 | 三等航海士 | 船長 | 一等航海士 | 二等航海士 | 三等航海士 | 船長 | 一等航海士 | 船長 | 一等航海士 |    |
| 総トン数  | 一級   | 二級 | 三級    | 三級    | 一級    | 三級 | 四級    | 五級    | 三級    | 四級 | 三級    | 四級 | 四級    | 五級 |
| 5,000 | 二級   | 二級 | 三級    | 四級    | 三級    | 四級 | 五級    | 五級    | 四級    | 五級 | 四級    | 五級 | 五級    | 五級 |
| 1,600 | 二級   | 三級 | 四級    |       | 三級    | 四級 | 五級    |       | 四級    | 五級 | 四級    | 五級 | 五級    | 五級 |
| 500   | 三級   | 四級 | 五級    |       | 四級    | 五級 |       |       | 四級    | 五級 | 五級    | 六級 | 五級    | 五級 |
| 200   | 四級   | 五級 |       |       | 五級    |    |       |       | 五級    |    | 六級    |    | 六級    | 六級 |

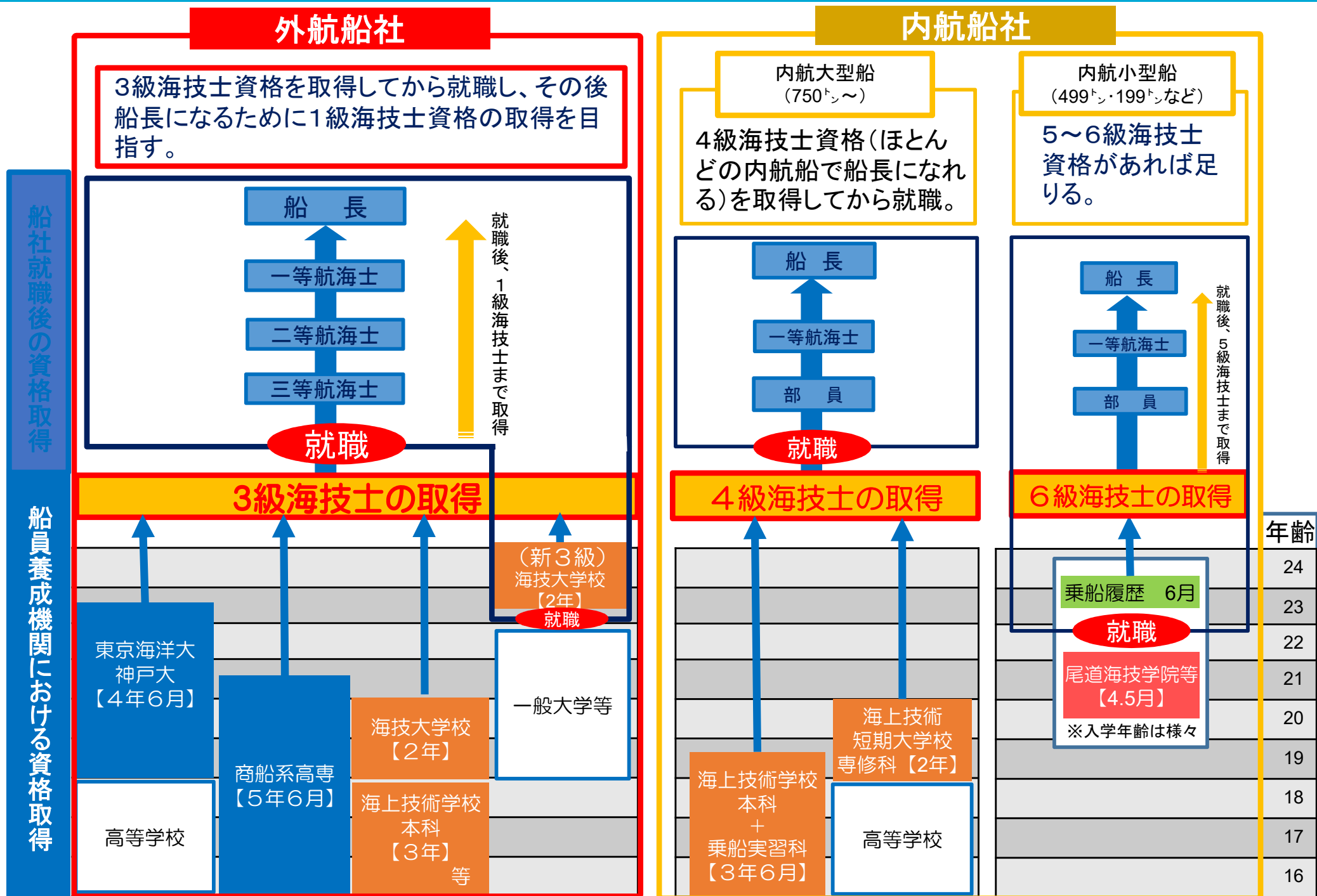
| 機関部             | 遠洋区域 |     |       |       | 近海区域  |     |       |       | 沿海区域  |     | 平水区域  |     |       |    |
|-----------------|------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|----|
|                 | 甲区域  |     |       |       | 乙区域   |     |       |       | 丙区域   |     |       |     |       |    |
|                 | 航行区域 | 機関長 | 一等機関士 | 二等機関士 | 三等機関士 | 機関長 | 一等機関士 | 二等機関士 | 三等機関士 | 機関長 | 一等機関士 | 機関長 | 一等機関士 |    |
| 機関出力(KW)        | 一級   | 二級  | 三級    | 三級    | 一級    | 三級  | 四級    | 五級    | 三級    | 四級  | 三級    | 四級  | 四級    | 五級 |
| 6,000 (8,158PS) | 二級   | 二級  | 三級    | 四級    | 三級    | 四級  | 五級    | 五級    | 四級    | 五級  | 四級    | 五級  | 五級    | 五級 |
| 3,000 (4,079PS) | 二級   | 三級  | 四級    |       | 三級    | 四級  | 五級    |       | 四級    | 五級  | 四級    | 五級  | 五級    | 五級 |
| 1,500 (2,040PS) | 三級   | 四級  | 五級    |       | 四級    | 五級  |       |       | 四級    | 五級  | 五級    | 六級  | 五級    | 五級 |
| 750 (1,020PS)   | 四級   | 五級  |       |       | 五級    |     |       |       | 五級    |     | 六級    |     | 六級    | 六級 |

[KW]=0.7355×[PS]

上記海技資格の他、船員に必要な主な資格等(船員法関係)

|           |  |
|-----------|--|
| 航海当直部員    | 航海当直業務を行う部員に必要な資格                            |
| 危険物等取扱責任者 | タンカー(石油、液化ガス、液体化学薬品)で、危険物取扱業務を管理する者に必要となる資格  |
| 衛生管理者     | 一定の船舶で、船員の健康管理、船内衛生の保持等、衛生管理業務を担当する者に必要となる資格 |
| 船舶料理士     | 一定の船舶で、船内の調理業務を管理する者に必要となる資格                 |
| 救命艇手      | 旅客船において、救命艇の操作等を担当する者に必要となる資格                |

# 海技士資格の取得の流れ(イメージ図)



# 船員のキャリアパス(例)

・一人前の船長・機関長になるには就職後20年程度を要する。

